

第16号議案

芦屋市職員の厚生制度に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市職員の厚生制度に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年2月21日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

芦屋市職員互助会の会員から市立芦屋病院に在籍する職員を除くとともに、市の負担金の給料等の総額に対する割合を1000分の4に改めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市職員の厚生制度に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市職員の厚生制度に関する条例（昭和38年芦屋市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 市立芦屋病院に在籍する職員

第7条第2項中「給料等に対する掛金の割合と同じ割合」を「1000分の4」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市職員の厚生制度に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

芦屋市職員互助会の会員から市立芦屋病院に在籍する職員を除くとともに、市の負担金の給料等の総額に対する割合を1000分の4に改めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 芦屋市職員互助会の会員から市立芦屋病院に在籍する職員を除く。
(第2条関係)
- (2) 給料等の総額に対する市の負担金の割合を1000分の4とする。
(第7条関係)
- (3) その他関係条文の整理

3 施行期日

平成24年4月1日